

(別表6)

許可基準		
対象保存地区	全地区	
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置・規模	周囲の伝統的建造物と合わせ、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高さ	地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	屋根	形態は、原則として伝統的建造物に見られる切妻造り、入母屋造りのいずれかとする。材料は、原則として伝統的建造物に使用される粘土瓦(いぶし銀又は黒色つや消し)とする。勾配は、原則として伝統的建造物に見られる4寸から5寸とする。
	軒・庇	軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれたものとする。
	外壁	伝統的建造物に見られる自然素材を多く使い、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
	建具	伝統的建造物に見られる自然素材を多く使い、原則として玄関戸は引き戸とする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、歴史的風致を損なわないものとする。
設備機器等	主要な通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うなど、歴史的風致を損なわないものとする。	
工作物	門	伝統的町並みと調和する位置・規模・材料・仕上げ・着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	塀	同上
	石垣	同上
	石造物	同上
	橋	同上
	屋外広告物	伝統的町並みと調和する屋外広告物とし、歴史的風致を損なわないものとする。
駐車場・車庫・農業倉庫	駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的風致を損なわないものとする。壁をもつ車庫及び農業倉庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。	
土地の形質の変更	変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理を図る。	
樹木の伐採・植栽	伐採・植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	
土石類の採取	採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。	